

浦安市みどりを育てる条例（昭和 53 年条例第 21 号）の一部改正（素案）

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p><u>浦安市みどりの条例</u></p> <p>（目的）</p> <p><u>第1条</u> この条例は、市、<u>市民及び事業者</u>が一体となって、<u>みどりの創出、育成及び保全を推進することにより、まち全体のみどりの充実及び質の向上を図り、みどりでつながるまちを実現すること</u>を目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p><u>第2条</u> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p class="list-item-l1">(1) <u>みどり 樹木、いけがき、草花等の植物並びに樹林地、草地、水辺地等の自然的環境を有する土地及び空間をいう。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>市民 市内に住所を有する者及び市内において働き、学び、又は活動する個人又は団体をいう。</u></p> <p>（責務）</p> <p><u>第3条</u> 市長は、<u>第1条</u>の目的を達成するため、市が管理する公園、<u>緑地</u>、道路、学校その他の公共用地の緑化に努めるとともに、みどりの<u>保全</u>と緑化の推進に関する総合的な施策を講じなければならない。</p> <p>2 <u>市民は、自己の<u>所有し</u>、又は管理する土地の緑化及びその適正な管理に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。</u></p> <p>3 <u>事業者は、良好な環境が確保されるよう自ら緑化の措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。</u></p> <p>（市民及び事業者との連携協力）</p> <p><u>第4条</u> 市、市民及び事業者は、<u>第1条の目的を達成するため、適切な役割分担の下、連携協力を図るものとする。</u></p>	<p><u>浦安市みどりを育てる条例</u></p> <p>（目的）</p> <p><u>第1条</u> この条例は、市と住民が一体となって、積極的にみどり（樹木をいう。）を育成し、その保護に努力し、良好な市街地の環境を整え、「緑あふれる海浜都市」の建設を図ることを目的とする。</p> <p>（責務）</p> <p><u>第2条</u> 市長は、<u>前条</u>の目的を達成するため、市が管理する公園、道路、学校その他の公共用地の緑化に努めるとともに、みどりの<u>保護</u>と緑化の推進に関する総合的な施策を講じなければならない。</p> <p>2 <u>住民は、自己の所有又は管理する土地の緑化に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。</u></p> <p>3 <u>工場、事業所等を経営する者は、良好な環境が確保されるよう自ら緑化の措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。</u></p> <p>4 <u>開発行為者は、その事業活動に当たつて、みどりの保護と緑化の推進のため、別に定める基準により、適切な措置を講ずるものとする。</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
(調査、研究及び知識の普及) 第5条 市長は、みどりの <u>保全</u> と緑化の推進に関し、総合的な調査及び研究を行い、 <u>市民</u> 等の自主的な緑化活動に資するとともに、知識の普及に努めなければならない。 2 市長は、みどりの <u>保全</u> と緑化の推進に必要な技術的指導及び助言をすることができる。 <u>(市の木及び市の花)</u> 第6条 市の木は「イチョウ」とし、市の花は「ツツジ」とする。 (保存樹木の指定) 第7条 省 略 (指定の解除) 第8条 省 略 (所有者の変更等の場合の届出) 第9条 省 略 (緑化強調運動) 第10条 市長は、 <u>第1条の目的を達成する</u> ため、毎年緑化強調月間を定め、各種行事を行うものとする。 (助成) 第11条 市長は、みどりの <u>保全と緑化の</u> 推進のため、次の各号に掲げる事項について、予算の範囲内で必要な助成をすることができる。 (1)～(3) 省 略 (委任) 第12条 省 略	(調査、研究及び知識の普及) 第3条 市長は、みどりの <u>保護</u> と緑化の推進に関し、総合的な調査及び研究を行い、 <u>住民</u> 等の自主的な緑化活動に資するとともに、知識の普及に努めなければならない。 2 市長は、みどりの <u>保護</u> と緑化の推進に必要な技術的指導及び助言をすることができる。 <u>(市の木)</u> 第4条 市の木は、「イチョウ」とする。 (保存樹木の指定) 第5条 同 左 (指定の解除) 第6条 同 左 (所有者の変更等の場合の届出) 第7条 同 左 (緑化強調運動) 第8条 市長は、 <u>みどり豊かな住みよい環境づくり</u> のため、毎年緑化強調月間を定め、 <u>緑化推進</u> のため各種行事を行うものとする。 (助成) 第9条 市長は、みどりの <u>保護と緑化推進</u> のため、次の各号に掲げる事項について、予算の範囲内で必要な助成をすることができる。 (1)～(3) 同 左 (委任) 第10条 同 左

附 則
この条例は、令和7年9月1日から施行する。